

令和8年3月16日（月曜日）

## 総務委員会

### 第1委員会室

#### 出席委員

西本眞造、金内義和、山口 悟、石堂大輔、  
三和 衛、竹中由佳、嶋谷秀樹、坂本 学  
小田響子

#### 再開

9時57分

#### 消防局

9時57分

#### 前回の委員長報告に対する回答

・林野火災注意報発令中の火の使用制限は努力義務ではあるが、各地で林野火災が相次いでいることから、市民等への周知を徹底されたいことについて

農業・林業を所管する部局と連携し、平時における火の取扱いの注意事項の指導や注意報発令時における火の使用制限の内容の周知を図っていく。

また、注意報発令時のパトロールや防災行政無線等の活用についても積極的に実施し、林野火災はもとより、野焼きに起因する火災の予防に鋭意努めていく。

・個人が設置する簡易サウナ設備においても誤った使用で火災に至るケースが見受けられることから、注意喚起されたいことについて

消火器の設置や簡易サウナ設備の基準、取扱い上の注意事項等について、ホームページ等の広報媒体を活用し、市民向けに周知を図り、火災予防に注力していく。

#### 付託議案説明

- ・議案第40号 姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について
- ・議案第48号 姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

#### 報告事項説明

・「姫路市火災予防条例」の一部を改正する条例(案)に係る住民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

#### 質疑・質問

10時08分

（質問）

議案第40号について、本市の運用案では林野火災注意報の周知方法に防災行政無線が含まれていないが、前回の委員長報告に対する回答では防災行政無線を活用するとしており矛盾している。今後どのように

周知していくのか。

（答弁）

林野火災注意報が創設されていない現在でも、防災行政無線を用いた周知をしているので、同注意報の発令時には必要に応じて活用して周知したいと考えている。

（要望）

警報発令時は強風などにより防災行政無線が聞こえないことが想定されるため、注意報段階での周知を重視する必要がある。運用案の修正も含め、確実な周知体制の整備を図られたい。

（質問）

感震ブレーカーに関して、住宅用火災警報器と並んで普及啓発に努めると報告されたが、どのように啓発していくのか。

（答弁）

住宅用火災警報器については令和元年度以降、各自治会を対象に設置に関するアンケートや共同購入等の促進を進めており、令和6年度末時点で進捗率は71.46%となっている。

感震ブレーカーについては、県が補助対象とする住宅密集地を中心に補助制度の周知を図り、普及啓発を進めたい。

（質問）

林野火災注意報の発令時には、屋外において花火やたき火の制限に努めるとのことであるが、姫路みなと祭海上花火大会や各地域で行われるとんどの取扱いはどうなるのか。

（答弁）

姫路みなと祭については、消防本部等による現地での消火体制を整えているものの、火災に関する警報の発令時であれば安全面を考慮して中止してもらうこととなるが、同注意報であれば努力義務であるため注意喚起にとどまり、中止を要請するものではない。

とんどについては、連合自治会の会議に出席し、周知を図ったところであり、地域から消防署への行事の届出時において、消火体制についての個別丁寧な指導と助言を行う予定である。

（質問）

火災警報の罰則は30万円以下の罰金または拘留と非常に重いものであるが、どのような場合に適用する

のか。

(答弁)

警報発令時に火を使用したからといって直ちに罰則を適用するものではない。罰則は主として火災の発生や重大な被害を招いた場合に適用されるものであり、重い罰則の存在自体が火の不用意な使用を抑止する予防効果もあると考えている。

(質問)

条例改正の周知はどのように行うのか。

(答弁)

チラシ等の広報物を活用して周知を図る予定である。これからハイカーが増える季節を迎えるため、ハイカー向けのチラシ作成なども検討したい。

(質問)

林野火災は一度発生すると大ごとになる。山間部の農業従事者やハイカーの条例改正に対する認知度を調査する方法としてどのような手段が考えられるか。

(答弁)

なかなか難しいとは思いますが、巡回広報等において注意喚起を行う際に併せて認知度を確認したい。

(要望)

小さな火の不始末が、大きな林野火災につながっていることから林野火災注意報や火災警報についての市民への周知徹底を継続されたい。

(質問)

林野火災に加え、離島における火災は消火が困難である。離島に上陸してたき火やバーベキューをする者への予防啓発はどのように行っているのか。

(答弁)

離島に上陸する際は事業者から区会への届出が必要であり、その写しを消防にも提出してもらう仕組みになっている。平成 29 年の太島火災以降は、届出の機会を利用して消防のほか区会や事業者を通じて上陸者に対する注意喚起を継続している。

(要望)

プレジャーボートの所有者の一部には届出なく無断上陸する者もいるため、係留地やヨットハーバー等での注意喚起など、効果的な啓発方法について引き続き研究されたい。

(質問)

令和 7 年第 4 回定例会で可決された姫路東消防署

新築(建築)工事請負契約に関わる議決更正について、前回の委員会では土壌汚染状況調査等についての詳細説明がなかったことが判明している。

確かに工事の積算は営繕課が行ったものではあるが、予算を執行したのは消防局である。営繕課と十分に協議し、消防局が責任をもって説明をすべきではなかったのか。

(答弁)

本件については営繕課から提出された積算書では把握できない事項が含まれており、確認が十分でなかったと認識している。消防局が積算そのものに介入することは困難であるが、積算内容について営繕課から十分な説明を受け、理解した上で議決更正前に説明すべきであったと反省している。

今後は営繕課と連携を強化し、説明責任を果たせるよう積算内容の確認を徹底したい。

(要望)

本件は任意調査に多額の費用を要していることから、住民に対する説明責任を果たすべきであったと考える。消防局だけでなく予算を執行する局は、工事の積算内容を把握した上で議会に対し十分な説明を尽くされたい。

(質問)

姫路東消防署の土壌汚染に関して、元の所有者であった J R には責任はないのか。

(答弁)

前回の委員会でも説明したとおり、当該土地は 30 年以上前に土地開発公社が購入したものであり、民法上の時効が成立しているため、現時点では市の責任で対応するほかないと考えている。

(意見)

時効が成立していても責任を追及できるとする弁護士の見解もある。多額の費用が発生していることから、たとえ時効が成立している場合でも J R に何らかの責任が生じる可能性があることを認識しておくべきである。

**消防局終了**

**10時36分**

【予算決算委員会総務分科会(消防局)の審査】

**財政局**

**11時38分**

## 前回の委員長報告に対する回答

・市発注の土木工事における週休 2 日制の要領の改定により、労働者の体力的な負担は減っても、収入が維持できなくては意味がないので、下請けいじめとならぬよう、しっかりと確認されたいことについて

週休 2 日制は建設業における担い手確保のための労働環境改善策の 1 つとして取り組んでおり、その実施に当たっては、適正な労務費を確保することも大変重要であるため、工事関係部署と連携し、工事提出書類による適正な下請契約の確認に取り組んでいく。

## 付託議案説明

・議案第23号 姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例について

## 報告事項説明

・姫路市市税条例の一部を改正する条例の概要

## 質疑・質問

11時43分

(質問)

地方債の利率がかなり上昇しており、少額の起債であればしなくてもよいのではと思う。市として、どのように考えているのか。

(答弁)

近年はデフレ基調が終わり、インフレ基調へと転換しつつあると認識している。そのため、起債については交付税措置のあるものに限定することや、必要に応じて基金を取り崩すことなど、財政運営の考え方を見直す必要があると考えている。

とはいえ、起債が全て否定されるものではない。世代間負担の平準化や財源の有効活用という観点からは有用な手段であるため、起債マネジメントを徹底しつつ、残高や返済計画の適正化を図っていく考えである。

(質問)

子育て世帯から、以前は可能であった育児休業による市民税の減免ができなくなったのはなぜかとの相談を受けた。私が市民税課に確認したところ、減免の適用を厳格化したためとの説明を受けたが、こうした見直し等について広報しているのか。また、子育て世帯向けの広報に当たって、こども未来局と連携しているのか。

(答弁)

広報については市のホームページで周知している。

こども未来局との連携については、同局が発行する子育てガイドブック等にも税の軽減について記載し、相談窓口を案内している。

市民税は前年の所得で課税されるため、育児休業中であっても納付義務は生じるが、実際に納付が困難な場合には減免の対応を行っている。

本件の相談については、市が徴収する国税の森林環境税が導入されたタイミングで、減免の手続も同時に行うこととなるので、税の減免は割引制度ではなく、納付困難な方に対応する救済措置であるとの認識の下、市の基準と国の基準とを整合させた結果、従来は認められていたケースでも減免が認められなくなったものである。

(質問)

将来にわたり持続可能な公共サービスを提供できるよう、政策局では公共施設等の統廃合を推進している。財政局としてはどのように考えているのか。

(答弁)

本市では行財政改革に不断の努力を続けているが、財政の構造上、既存の経常的経費は容易に削減できないのが現状である。こうした状況において、公共施設の統廃合は大きな行革効果が期待できるため、財政局としても期待している。

政策局が進める統廃合の業務には財政面から密接に関与しており、実効性のあるものとなるよう協力して取り組みたい。

(要望)

公共施設の統廃合については、今後 10 年で総床面積の 7.5%、40 年で 30% の削減を目標に掲げている。財政局としても応援されたい。

財政局終了

12時00分

【予算決算委員会総務分科会（財政局）の審査】

休憩

12時16分

再開

13時16分

デジタル戦略本部

13時16分

前回の委員長報告に対する回答

・ひめじしらす商品券の利用に際し、アプリの起動に時間がかかることで、レジが大変混雑する事例が多

**数発生していることから、システム改修は当然のこと、観光経済局と連携し、決済がスムーズに進むよう、利用者に対して、精算前にあらかじめアプリを起動しておくよう注意喚起を行うなど、できることから早急に対応されたいことについて**

観光経済局と連携の上、しらさぎPayアプリのトップページ、クロスIDアプリの電子通知サービス及び電子メールを通じて、決済の前にあらかじめアプリを起動しておくよう、利用者には注意喚起を行うとともに、決済用の二次元コードが読み取りやすくなるよう、サイズを拡大した印刷用データを各参加店舗に提供するなど、店舗側への働きかけも実施した。

あわせて、システム側の対応として、認証フローに関する設定の見直しにより、しらさぎPayアプリの起動にかかる時間の短縮も図ったところである。

引き続きサービス提供事業者と連携しながら、アプリ自体の使い勝手の向上に努めていく。

#### **報告事項説明**

- ・第3期姫路市官民データ活用推進計画の策定について
- ・姫路版スマートシティ事業について
- ・フロントヤード改革について
- ・電子請求システムの導入について
- ・情報システム標準化に関する状況について

#### **質疑・質問**

**13時26分**

(質問)

前回の委員長報告に対する回答でクロスIDアプリの話があったが、3月から始まった姫路城のデジタルチケットにも同アプリを活用している。運用において特に問題は生じていないのか。

(答弁)

認証フローの設定見直しにより、しらさぎPayアプリの起動時間短縮を図ったが、クロスIDアプリ自体の起動時間短縮には至っていない。ひめじしらさぎ商品券には多くの利用者が集中したことでレジの混雑等が発生したが、姫路城のデジタルチケットにおいて同アプリを利用するのは姫路市民や18歳未満の利用者等で、利用者数はそれほど多くないため、現時点で大きな苦情は寄せられていない。

(質問)

スマートシティ事業のうちのウェルビーイング指

標については、主観指標と客観指標の乖離について報告があったが、これを解消するためにどのような取組を行っているのか。

(答弁)

客観指標の方が高いということは、市の施策が市民に伝わっていないところがあると考えており、特に幹部職員を対象とした研修でどのようにして主観指標を客観指標に近づけていくかを伝えているところである。

(質問)

過去の調査では回答者の大半が女性であるがその理由はどのようなものか。

(答弁)

スマートシティ事業は子育て世代に重点を置いていることもあり、学校で使用している保護者連絡アプリ「スクリレ」等を利用してアンケート調査について広報したことにより、20代後半から40代前半までの女性の回答者が多くなったと推測している。

なお、今年度は性別・年代の偏りが出ないように配慮して実施したため、前年よりは偏りは小さくなっている。

(質問)

高齢者の調査は困難かと思うがどうか。

(答弁)

電子回答が主体であるため80代以上の回答は少ないものの、70代までは一定の回答を得ている。

(質問)

調査年度によって、回答者数や性別、年代などの属性に偏りが見られるが、基礎資料として活用できるものなのか。

(答弁)

偏りは認められるものの、属性ごとの回答状況も把握可能であること、また、他都市との比較にも活用することができることから市民の「暮らしやすさ」や「幸福感」を数値化・可視化する重要な指標として引き続き活用していきたいと考えている。

(質問)

アンケート項目等についての解説はされているが、分かりやすく説明されていないために低く評価されているのではないか。

(答弁)

国の指針に従って調査しているが、この質問方法では低く評価されることが予想される設問もある。国への修正提案等を含め、市として改善できるところがないか検討したい。

(要望)

今後の調査に当たっては、回答者の属性の偏りに留意するとともに、多くのカテゴリーで主観指標が客観指標を下回る傾向にあるが、本市の施策や地域の魅力が十分に伝わっておらず、正しく評価されていない部分もあると思われることから、ターゲット層のライフスタイルに応じた広報媒体の選択に加え、丁寧かつ充実した情報発信の実施を検討されたい。

(質問)

第3期姫路市官民データ活用推進計画(案)を見ると、名称を「ひめじみらい×デジタル戦略」としたり、色遣いに気を付けたり、フローチャートを挿入したりと、ある程度の工夫はあるものの、文字が大半を占めており読みづらく感じた。第2期計画はアンケート結果やグラフなどを掲載し見やすかったが、第3期計画についてどのように考えているのか。

(答弁)

第3期では合計で74の事業施策を計画しており、前回と比較して見やすさに手が回らなかったことが要因の1つと考えている。

しかしながら、いずれの事業施策も重要であるため、今後実施するパブリック・コメントの意見等も踏まえ、見やすさの向上について検討していきたい。

(要望)

デジタル化の加速に伴い計画のボリュームが増加している点は理解するが、行政として計画を広く市民に理解してもらうことも重要である。パブリック・コメントの意見を参考にするとともに、今後の進捗等の公表時にはグラフ等で可視化するなど、より見やすい形式とされたい。

(質問)

第2期から第3期計画へと継続性を持たせることも大切になってくると思うが、スムーズに移行するような計画の流れとなっているのか。

(答弁)

しっかりと引き継げるよう計画している。

(質問)

本市ではグローバル化に力を入れており、外国籍の住民が今後も増えると思うが、本計画に外国籍住民へのデジタル活用の記載が見当たらないが、どのように考えているのか。

(答弁)

ここ数年で外国籍住民が増加していることは事実であるが、指摘のとおり本計画案には記載が十分でなかったため検討したい。

(要望)

計画案はほぼ完成形に近いと認識しているが、グローバル化の主要事業における位置づけを踏まえ、外国籍住民への対応を含め十分に検討されたい。

(質問)

本計画の評価指標であるKGIとKPIであるが、KPIについては厳しい目標値もあれば、すぐに達成できそうなものもある。例えばひめっこ手帳の月間アクティブユーザー数やスマートフォン講座等の延べ受講者数などは令和10年度を待たずに達成できるのではないのか。

(答弁)

ひめっこ手帳の6,000人という目標値は高い目標であると思うがもう少し上げることも可能かとも思う。講座の延べ受講者数については、例年の実績から設定したものでこれ以上できるかは疑問である。高齢者支援課では、講座のほかにも様々なデジタル・デバイド対策を実施しているので、それも考慮しながら検討したい。

(質問)

KPIを達成すれば、KGIも達成できると考えてよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

スマートシティ事業のうち電子通知サービスについて、現在3種類の通知が対象とされているが、今後の拡大の見通しはどう考えているのか。

(答弁)

拡大する通知の種類については現在検討中であるが、電子通知サービスを拡大するため、電子署名の付与に係る整備を進めており、年度内に完了させる予定である。

クロスIDアプリの登録者は8万人程度いるため、郵送費の削減効果が高い通知量の多い分野から導入していきたいと考えている。

(質問)

クロスIDアプリを全市民が利用しているわけではないため、対象業務となっても紙通知と電子通知が併用されると思うが、その運用の流れを説明してほしい。

(答弁)

市が通知データを入稿すると、電子通知が可能な利用者には電子で通知を配信し、電子通知が利用できない利用者には紙で通知するという一連の作業を一体的に行う運用を想定している。

(質問)

情報システム標準化について、現在の進捗状況はどのようなになっているのか。

(答弁)

標準化の当初の期限は原則として令和7年度末であったが、移行作業の本格化に伴いベンダー側の作業リソースが逼迫し、全国的に標準化の遅延が生じたため、国の支援期間が令和12年度末まで延長された。本市も当初の完了予定であった令和7年度末から遅れている状況である。現在は移行対象の20業務のうち11業務の移行を完了しており、令和8年度に8業務、令和9年度に1業務の移行を行う計画である。

#### **デジタル戦略本部終了 14時04分**

【予算決算委員会総務分科会(デジタル戦略本部)の審査】

#### **選挙管理委員会事務局 14時27分 付託議案説明**

- ・議案第41号 姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第42号 姫路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

#### **質問 14時33分**

(質問)

先日の本会議において期日前投票所の改善について質疑があったが、ほぼゼロ回答であったと感じている。本当に何か改善できることはないのか。

(答弁)

衆議院議員選挙の関係で、旧市・旧町の有権者だけが利用できる期日前投票所が一部存在している。地域によっては利用できない投票所の方が近い場合もあるため、改善できないか検討しているところである。

また、各会派からポスターが掲示しにくい場所や、近接して掲示場が複数ある場所などの改善を求める要望が出されている。これについては何らかの改善ができないかデータ整理を進めているところである。ただし、掲示場の削減については、関係法令等により市単独で実施できない部分である。

(要望)

近年、各種選挙に関し、期日前投票の利用者が増えてきている現状を踏まえ、市民にとって利便性の高い場所への期日前投票所の設置や配置変更等、改善できる余地がないのか引き続き調査・研究されたい。

(質問)

令和8年度から市立学校体育館の空調設備の有償利用が始まるが、投票所として使用する場合、費用は誰が負担するのか。

(答弁)

現時点では未調整であるが、投票や事務の円滑な実施に支障がない環境を整備する必要があるため、空調に係る費用は当然選挙管理委員会が負担するものであると考える。

#### **選挙管理委員会事務局終了 14時42分**

【予算決算委員会総務分科会(選挙管理委員会事務局、議会事務局)の審査】

#### **議会事務局 14時45分**

#### **質疑・質問 14時45分**

(質問)

旅費条例の改正に伴い、視察において議員と随員が同じホテルに泊まれない可能性がある。本件について議会事務局としてどのように考えているのか。

(答弁)

随行業務に不合理が生じないように、総務局に実情を説明し調整を図りたいと考えている。

**議会事務局終了**

**14時46分**

**意見取りまとめ**

**14時46分**

(1)付託議案審査について

・議案第18号～議案第23号、議案第40号～議案第43号、議案第45号、議案第48号及び議案第49号、以上13件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2)陳情報告について

・陳情第34号について報告。

(3)付託請願審査について

(4)閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(5)委員長報告について

・正副委員長に一任すべきものと決定。

**意見取りまとめ終了**

**14時57分**

**閉会**

**14時57分**

【予算決算委員会総務分科会の意見取りまとめ】